

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年8月12日（月）

開 会（午前10時0分）

大石議長

この2年間開催できなかった各常任委員会、特別委員会、代表者会議の視察が無事に終わりました。ぜひ今後に活かしていただければと思います。

また、この週末、台風が来ております。ご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日は議会運営に関する事項について協議をお願いします。

【議 事】

- ・議会運営に関する事項について

（1）通年会期制の導入について

①令和4年第3回定例会の日程について

- ・前回の持ち帰りとした事項について

※末吉委員長が配付資料の確認を行った。

末吉委員長

初めに、前回、持ち帰りとした事項について協議を行います。委員長報告と討論、採決の日程が同日か別日かについてはいかがか。

城下委員

前回の委員会では、会派として別の日にやっていただきたいと提案した。この間の議運の状況だと、大体が1日でどうかという意見が多かった。委員長報告を聞いた後に、討論に何かプラスアルファしたいという場合にも休憩は入れるという話もあった。今回は試行的ということで、9月定例会については、同日でやってみてもよいのではないかという意見になった。

末吉委員長

次に、一般質問通告書提出締切日時についてはいかがか。

中村委員 会派の中ではやはりどちらも意見があったが、今回、正副委員長に御尽力  
いただいて、とりあえずこういう形で、日程の2日目に通告をするという形  
になっている。試行ということもあるので、とりあえずこれでやってみよう  
ということで、今回は正副委員長に一任をさせていただきたいと思う。

植竹委員 前回、②の一般質問調査日初日ではないかと言っていたところだ  
が、皆さんの考えに沿って、前回の資料で見ると日程2日目の①案でよいと  
いうことでまとまった。

末吉委員長 次に、議員提出議案の提出締切日時については、委員長報告、討論、採決  
の前日の正午でどうかと提案しているが、それについてはいかがか。

城下委員 うちの会派は、この提案の正午ということでよい。

末吉委員長 次に、議員提出議案の協議のための議運の開催時期について、意見はある  
か。なければ、案のとおり進めさせていただく。

それでは、9月定例会イメージのとおり、

- ・委員長報告と討論、採決の日程を同日とすること
- ・一般質問通告書提出締切日時を、日程2日目の議案調査日の正午
- ・議員提出議案の提出締切日時を、委員長報告、討論、採決の前日の正午
- ・議員提出議案の1回目の協議を、討論、採決方法の確認の議運
- ・議員提出議案の2回目の協議を、一般質問2日目の本会議散会後の議運

とすることでよいか。

(委員了承)

植竹委員 確認だが、資料の9月定例会イメージを見ると14日水曜日の委員長報告、

討論、採決を同日にやるということで、その上で、議運の開催もここで合意されたと思うが、休憩中というのは、例えば、委員長報告を午前中に行い、午後に討論、採決を再開するといったようなイメージでよいか。委員長報告をし、休憩を取る。休憩についてはある程度の時間を取るということで前回も話があったと思う。そうすると、午後に討論、採決を行うイメージでよいのか。

中村委員

多分、委員長報告の内容や議案の質によって、臨機応変な対応をしていけばいいと思うので、委員長報告が終わった後に、採決方法の確認の議運を開くので、その時に、すぐにいけるのであればすぐにいけるし、いけないのであれば、各自、提案をしていただいて、対応するといった形の決め方でよいと思う。

矢作委員

休憩のときに討論、採決方法を議運で行うと思うが、そのときに併せて、議員提出議案の1回目の協議もやってしまうということか確認したい。

末吉委員長

そうだ。

浅野委員

いつも閉会日の前日に、正副委員長連絡協議会や広聴広報委員会を開いている。それは、どこでやることになるのか。

末吉委員長

想定していなかったもので、これで定例会の日程が決まれば、そこも含めてつくってみたいと思う。

矢作委員

この資料には記載がなく、請願が出るのか出ないのか分からないが、請願が出た場合にどうなるのかというのが気になる。

末吉委員長

疑問はあると思うが、これは前回の持ち帰りとした事項をまとめたものに

末吉委員長

なるので、この方向でやらせていただく。諸々細かい、正副委員長連絡協議会をどこに入れるか等については、またつくってご提案させていただくようになると思う。

・令和4年9月定例会における先行審議案件及び追加議案について

次に、令和4年9月定例会における先行審議及び追加議案についてです。資料は9月定例会イメージ（一般質問まで）になります。ここで示した案については、あくまでも今年の9月定例会での先行審議と追加議案の取扱いとなります。通年会期制導入後における先行審議案件と追加議案についてはこの後の議題となりますので、御留意ください。

正副委員長案の内容としては、先行審議案件が提出された場合には、現在と同様に、初日の議案説明後、先行審議案件のみを議題として議案質疑、委員会審査、討論、採決とすること。10月の行事、7日の戦没者追悼式や、12、13、14日の全国都市問題会議等があり、会期を延ばすことが難しいため、8日の委員会審査日を2日から1日に短縮し、追加議案の審査日程を最終日翌日、27日に確保しています。なお、委員会審査が終わらなかった場合には議事整理日を委員会審査に当てることを想定しています。

追加議案が提出された場合には、最終日の一般質問終了後、本会議を休憩して議会運営委員会を開催して審査日程を決定。会期の最終日が一般質問終了後であることから、追加議案の審議については、会期を1日延長して、追加議案を審議。その後、議員提出議案の上程・採決・閉会とする案としてあります。ご意見等ありますか。

中村委員

日程的な部分については、結論がそれで出せるか出せないかというのは置いておいて、諸般の事情があるから、これはこれで、こういう形でやっていただければよい。追加議案については、基本的に準備が整い次第、早く議会に説明をしていただければ、我々としてもヒアリングないし様々な準備ができるので、その辺については、執行部に対してきちんと対応していただきたいと思う。

村上委員

試行の日程の中での話だけで議論していくのであれば、討論、採決をやった後にというのはどうもしっくり来ない。議案の出方という見方をすれば、追加議案をどこで出すかという話になるが、通常であれば一般質問が終わった後に出してくると。今回、14日の段階で討論、採決が終わるということ为前提に試行で日程を組んでいて、その後に追加議案をやった場合に、今回の会期の考え方についてはどう捉えたらよいのか。14日に討論、採決をやって、1回閉まってしまう。その後に一般質問をやるということになっていて、追加議案が出たときに、一般質問の最終日にそれをまた追加議案を審議するといったときの、試行でやる9月定例会の会期はどう考えるのか。ちょっとそこは整理した方がいい。皆さんはどう考えているのか。会期、14日で討論、採決が終わっているのに、追加議案でもう1回そこでやるのか。今回の試行で言うと、臨時会を開くことになるのではないかと私は考えている。

石本委員

村上委員のおっしゃったところはポイントだと思う。今までは最終日に討論、採決を一旦やった後に、追加議案が提案されて、その日のうちに質疑が

行われて、委員会付託されるかは置いとくが、討論、採決をやって、閉めるわけだ。今回の日程でいくと、14日に一旦閉めるが、会期は26日まであるわけだから、今までは偶然、その日のうちにやっていたものが、26日までになるのかどうかということは、合意を取っておいたほうがいい。今までは直後に偶然やっていたわけであって、今回はその後に一般質問があって会期は26日までであるので、それまでは追加議案が会期中だから出てきて、例えば最終日に討論、採決して決めるかどうかというのは、そこは確認したほうがいいと思った。

もう1つ、他の議会だと、この手の日程を組んでいるところはある。一旦、討論、採決をして議案を上げてしまった後に一般質問をやるところの追加議案はどうか。というのも、結構、他の議会の方に、所沢は最終日に追加議案が出てきて、上げたんだよねという話をすると驚かれる。そんなに長くまで、討論、採決を保留してからやったんですねみたいなことを言われるケースもある。本番のものは一旦上げているから、それとは別ですよと私もよく言うのだが、その辺は分かるか。

轟議会事務局  
参事

通年会期制の調査に当たり、京都府四条畷市議会、東京都荒川区議会、神奈川県相模原市議会が議案を先に議決し、その後に一般質問を行っていました。通年会期制となりますと、基本的には先行審議や追加議案といった概念はなくなると思いますが、先行審議案件については、議題とした日に議決を、追加案件については、審議期間内のいわゆる最終日に行っているようです。

中村委員

パターンとしては、定例会を閉じずに最終日にやるのか、定例会を閉じて

臨時会として最終日ないし翌日に処理をするのか、それかもしくは、討論、採決の終わった14日、一般質問に入る前に追加議案をやるとか。ただし、その議案の質と、出て来る対応によって決められない。いつ出てくるかも分からないし、その議案の内容が議決案件を踏まえてできるものなのか、それとも単発で人事案件なのか、それによっても、どのパターンでも処理の仕方というのはできるわけで、とりあえず今回は27日までに収めればいいので、無理やり最終日に閉じないでやるというパターンで決めなくても、確かにできるはできる。いつ出てくるかによるので。その3つのパターンでやるとか、あまりやりたくはないが、一般質問を1日ずらす、会期の変更をかけるというのも、やろうと思えばできる。現実的には、先ほど申し上げた3つのパターンだ。ただし、内容によるので、決めなくても、そこで決めてもいいといえ、そこで決めてもいいという感じでもいいと思う。いずれにしても、27日までには処理をするという形になるのかと思う。

村上委員

日程を私もよく見ていなかったのだが、14日に定例会を閉会するわけではなくて、あくまでも26日に定例会が閉会なので、通常の今までの追加議案の取扱いをそのままやれば、延長するもしないも、翌日までには。26日が一般質問の5日目をやって、その後、議案をやるとなると、一般質問の後にやるわけだ。この日程だと、追加議案はここでやるということだ。

城下委員

大体、今までは最終日に追加議案が出てきた。その前の議運で議会日程とかいろいろあって、追加議案がありますよという形で説明をいただいていたと思う。9月定例会はまだこれからなので、それは分からないが、今の議論

だと、9月26日の、一般質問5日目が終わった後に追加議案があればそこで議運できちんと提案されて、その日に全部、質疑のヒアリングとかもするのか。そこについては、臨機応変に対応して、その日にやるのか、1日、翌日まで会期を延ばしてやるのか。そこはその都度、議会として判断していかないと理解でよいのか。

中村委員

もう1つ、例えば人事案件とかであれば、場合によっては、14日の討論、採決の後にやってもいいわけで、それはいつ出てくるかによる。だから、早く出せるのであれば出してしまえば、14日に処理できてしまう。追加議案の中身によるのでちょっと分からないが、14日に処理できる時間を取ることはできている。そうすれば、26日の後の話もなくなるし、27日の話もなくなる。それで、26日に出したときに、城下委員がおっしゃるように、その日でけりがつけられそうなのか、やれなさそうなのかは、議運で判断して、場合によっては27日まで会期延長をかけて、審議せざるを得ない。そこは内容によりけりなので、今決めなくてもいい。まして出てくるかどうか分からないので。

植竹委員

中村委員の言うように、確かに内容によって14日にできるものも、一般質問終了後にできるものもあれば、委員会等の開催があれば延長する必要もあると思う。それは状況、内容によってそれでよいと思う。その場合、その判断をする議運はどこのタイミングで、日程からすると決まるのか。

中村委員

追加議案が出ないと分からない。

石本委員

恐らく、今までのパターンでいくと、最初に追加議案の代表者会議での説



明が1回あって、例えば人事案件を出してその後に、2段階に分かれて出てくるケースが圧倒的に、結構そのパターンが多い。恐らく、追加議案がずれ込んだとしても、意見書をまとめる議運の2回目、一般質問2日目のときに行う議運があるが、ここには少なくとも上がってくるぐらいでない。この日程どおりにいくと、26日に仮にやるとしても、事前に我々は会派ヒアリングができない。だから、多分、この辺で見えてくる部分もあると思う。ただし、一番最悪なのは、とにかく14日に提案だけしておいて、26日に上げるというのはまずいと思う。なぜかという、今回の一般質問を後ろにしたのは、議案に触れないことができるというのが大きなメリットの一つだから、提案されたまま、そのまま放置されているのが一番よくない。上げるとしたら、議案が正式に提案されたその日に、もしくは翌日ぐらいには上げるというふうにしないといけない。あとは、中村委員が言ったように、14日に上げられるものは上げて、理想としては。だから、執行部のほうもなるべく、こっちも協力して早めに上げますので、早めに出してくださいと。ただし、どうしても国の予算等の関係で出せないというときもあると思う。そのときは、多分、この表でいくと、16日の議運のときにはせめて見えないと、最終日直前ぐらいになっていきなり出て来るというのは、よっぽどのことじゃないと、今までないと思うので、その辺はクリアできると思う。そこだけは皆、各会派、コンセンサスは取っておかないといけない。

末吉委員長

どんな追加議案が出るか、出ないか分からないまま話をしているので、いろいろと申し訳ない。一応、出るかもしれないということを想定して、様々

なパターンで、想定できるようにはしている。先ほど、中村委員がまとめてくださったみたいに、必ずしも最後のほうでなくても、臨機応変に、内容によって、また議運の中でやっていくという形には当然なっていくと思っている。追加議案については、そういう含みを入れてあるということによろしいか。（委員了承）

・決算特別委員会審査日程案について

※末吉委員長が配付資料に基づき説明を行った。

植竹委員

審査の日程だが、前回、確か、初日は10月3日からということは合意が取れていたと思う。そこはある程度、決算特別委員会が設置された上での日程は、委員会の中で決めるということによいのか。これはイメージだから。実際には決算特別委員会が設置された上で、決めていくということになるのか。それともここで決めるのか。

末吉委員長

今決めないと、執行部のほうが全く動きが取れなくなってしまう。できたら、方向性だけでも決めておきたい。

城下委員

確か前回の議運のときには、決算の日程についてはイメージ的には10月3日からスタートするようなお話だったと思う。先ほどの追加議案のこともいろいろある中で、27日までもしかしたら延長した場合に、非常にタイトなスケジュールになっていくという印象を持つ。そういう認識でいた。その辺は、今回の案でスタートが29日からとなっているので、3日からスタートという日程は厳しいのか。

末吉委員長

先ほど説明したみたいに、例えば、都市問題会議や戦没者追悼式に決算特

別委員会委員は行かないとか、そういうことになる。

中村委員

基本的に、通年会期制になれば、議案が出ている以上、それを速やかに処理していくというのが基本になっていくわけで、会期が開いている間に、よく分からない理由で休会にすることはできなくなる。だから今回、決算特別委員会が設置されてから、決算特別委員会が閉会中の審査に当たるわけだから日程を決めるんだけど、ただし、試行すべきは、通年会期制導入後の決算特別委員会の運営の仕方であって、それを踏まえれば、結局、こういう日程に近い形にならざるを得ないというのが、正副委員長案の肝だと思うので、こういう形でやるということになる。ただし、資料の緑色の部分、議運、委員長報告、討論、採決については、当然、会議録の関係等もあって、なかなかここでやるのは難しいというのはある。ただし、だからこそ、会議録の簡略化の話をずっと我々はしてきたわけだから、そこはセットになっているわけで、本来は、正確な会議録ができなくても、やれないこともないというのはあるというのを申し上げたい。

石原委員

委員長が先ほど、イメージとおっしゃった10月13、14日の都市問題会議のところの決算の採決のところだが、イメージというのは、表の上で、この辺でやるという、通年会期制になればこの辺でやるというイメージなのか。実際に10月13、14日でなくとも、この周辺でやることになるというイメージなのか。採決をやるのは12月定例会でやるのか、その説明をしていただきたい。

末吉委員長

先ほど、中村委員もおっしゃったが、審査を終えたら速やかに討論、採決

をすべきだと思うが、現状として、会議録の作成が間に合わないだろうと。  
9月、10月に関しては間に合わないということが現実的にあって、こちら  
辺でやれたらいい、どうやったらやっていけるかというイメージだ。

石原委員

というのは、あくまでも表上のイメージということか。実際、この辺で模  
索をするわけではなくて、通年会期制がスタートしたら原則7日以内だから  
この辺に来るというイメージか。

末吉委員

そうだ。通年会期制後ということで、現実的に、今年は無理だということ  
だ。

植竹委員

確認だが、あくまでもここについては、決算の日程をここでイメージを決  
めた上で、討論、採決をして、決算の認定については今までどおり12月の  
定例会での日程という流れでよいのか。

末吉委員長

そうだ。

城下委員

今回、正副委員長の御努力でこういう提案をしていただいているので、決  
算の認定の部分は12月定例会で行うと。ということは、臨時会はやらない  
ということか。

末吉委員長

こちらとしては、そう提案している。

正副委員長案のとおりでよろしいか。（委員了承）

#### ②執行部から聴取した意見について

末吉委員長

次に、前回の議運において執行部から聴取した意見についてです。大きく  
9項目の意見、要望がありました。今日、この点について長い時間、議論を  
するというのではなく、これらの中で何か会派から御意見があれば伺いた

い。

ないようなので、今後の通年会期制導入の協議の中で、該当する箇所の議論となったときに、執行部からの意見も含めて協議することとします。なお、該当箇所の議論とならない場合には改めてどこかで協議の場を設けたいと考えています。

### ③先行審議及び追加議案について

末吉委員長

次に、通年会期制導入後における先行審議や追加議案をどのように考えていくかについてです。

先ほど、9月定例会はああいった形でやっていくという話になりましたが、先行審議や追加議案については、定例会議とは別に審議するものと整理しています。執行部からは、先行審議や追加議案については、集中審議期間である定例会議において処理してほしい旨の意見がありました。そもそも、先行審議や追加議案の乱発が通年会期制導入の要因の一つであるため、執行部からの意見をどのように考えるかということについて、通年会期制導入後の先行審議と追加議案について、御意見があれば伺いたい。

中村委員

基本的には、先行審議とか何とかというのは、通年会期制でない場合に使われる言葉なので、通年会期制になった時点での、先行審議とか追加議案という概念がちょっとよく分からない。なので、それは都度、臨時会議を開いて処理するというのが前提となってくると思う。ただし、集中審議期間内に当然、処理しなければならない問題やそこで出てきたものについては、そこでできる限り集中審議期間とか、間を置かずに臨時会議を開いて、処理をし

ていくような方法になると思っている。あとは、出し方とか内容にもよるので、それはやりながらでないと決められない部分もある。ただし、原則として、追加議案とか先行審議案件という言い方が、そもそもすごく違和感を感じるので、そこについては、そういう言い方じゃない言い方になると思う。

村上委員

ある意味では通年会期制になったときにそこが一番重要なポイントになってきて、だから、今の議会だと定例会中の最初と後でということ、通年会期制だと集中審議期間に基本的には終わるという考え方になる。当然、通年会期制になれば、先行審議とかそういった言葉ではなくて、議案第何号という形で処理されていくだろうと思う。概念の問題の話と、集中審議期間に出してくるかどうかということについては今ここで議論しても分からないし、当然、今度は、議会側の立場からすると、ちゃんと出してきてねという話になる。そうなったときに、専決処分はやらないんですよということが大前提だし、そこはやっぱり議会の、我々がイメージしていかないと。まず概念をしっかりと捉えた上で、議案第何号を集中審議期間中に終わらせる。終わらないものについては、臨時会議を開催するという話になるので、そこがまずは大きな違いだということを、議員の我々がまず、しっかりと頭の中に叩き込まなければいけないという気がする。

城下委員

ずっと議会が開かれているので、今お話があったように、執行部のほうも集中審議期間になるべく議案として上げていくという努力はしていただかなければいけないとは思っている。前回、確か副市長が、専決処分は自治法第179条、180条を認めてほしいというような話をしていた。そうは言っ

ても、市の立場とすれば、そういうところもゼロにはできないという思いで、お話をされたと思う。議会が通年会期制なので、それなりに今までとは違うスケジュールを執行部もやっていかないといけないと思う。その辺は、日程的に配慮しながら、あちらのほうもやってもらえるようにしかできないという印象を持っている。

中村委員

あくまでも感想としてだが、例えば議運の回数だったり委員長報告の簡略化だったり、出席する説明員の抑制だったりということで、かなり執行部の業務効率に配慮している。現実的に通年会期制になったからといって、必ずしも会期日数が延びるとは思っていない。ただし、議案の質だったり出し方だったりの問題であって、かなりそういった意味では、請願にしても、例えば、執行部が来なくても議決をしますよとか、委員長報告を簡略化して早く終わらせますよとか、討論、採決をその日にやってしまっただけで会期を縮めますよということをセットで行われているので、執行部の方が心配されるように、心配されるほどは拘束時間が長くなることもないし、むしろそのために出席要求に制限をしてきているし、そういったところをきちんと活用していただければ、それほど事務負担の増加につながるとは考えていない。そういった観点というのは、あくまでも感想としてだが、執行部にも御理解いただきたいと思う。あと1点、かといって、我々も執行部も、やってみなければ分からないところがいっぱいあると思う。そこについては、原則というものを大切にしながら、例えば、先行審議案件とか追加議案というのは基本的にはないわけで、ただし、実際にやってみたらそれでは厳しいというようなことも

お互いに出てくると思う。そこはそこでやはり、常に改良していく作業というのには必要になる。最終的には、村上委員が概念に戻るといってお話をされていたが、まさに、原則にとりあえずは戻って試行してみて、お互いに齟齬が出る部分については改良していくしかないと思う。

村上委員

中村委員のおっしゃるとおりだが、この議論を進めていくのは、この現役  
の議員が議論を進めていくので、今のこの雰囲気の中で通年会期制を固めて  
いく。だから、大幅には変わっていかないだろうということは、我々もそう  
だし、執行部側もきちんと議案の提出についても、集中審議期間中に終わる  
ように、あるいは、当然、どうしても専決処分ができないわけだから、出す  
ときにはしっかりと議会と打合せをして、大きな変わりがないような形で  
できればよいと思う。でも、これは条例でつくってしまうわけだから、今度は  
つくると、それに対する考え方によって、運営の仕方も大きく変わってくる  
ということも頭の中に入れながら、やっぱり、当面は運用について、いろい  
ろな場面が出てきて、そこでいろいろな議論をしなければいけないけれども、  
ある程度、今の流れの中で大きくは変わらないような形で、協力し合いなが  
らできればいいということであれば、ある程度、申し合わせとか、今後の大  
きな流れが変わったときの、変わるものの可能性があるので、そこら辺は、  
執行部と丁寧に打合せをしながら、最後に向かって詰めていくべきだとい  
うことも、印象的に思った。

石原委員

集中審議期間中に追加議案を処理してほしいという要望があるのであれば、  
処理できるような日程で議案を出してくれるという努力は想定している。



議案が上がってくれば速やかに審議するのが通年会期制なので、臨時会議を開くことが最初からの目的ではないので、その集中審議期間の中で、お互いに議決できるようなところを、双方目指していくとしか言えないのではないかと思う。

末吉委員長

この間の執行部の聴取を含めても、まだお互いにそこがきちんと、理解、信頼できているかという、そうでもない感じはあるので、私たちの中でも、先ほどおっしゃっていただいたように、もう少し、概念を整理しつつ進めていきたいと思う。

(2) 出席要求について

末吉委員長

次に、出席要求についてです。議会基本条例第16条に規定する必要最小限の出席要求については、石原委員長時の議運において、事務局での調査、研究が整った時点で、議運で協議することが確認されています。改めて事務局からこの件について説明を願います。

轟議会事務局

参事

説明員の出席要求については、5月31日の議会運営委員会で一度ご報告したところですが、通年会期制の導入や地方自治法、議会基本条例の趣旨を踏まえ、また、議事日程を本会議の開催毎に定めることとしたことから、改めて議会事務局でも調査、研究を行いました。その結果、初めに、市長、教育長、行政委員会に、本会議に出席する出席者名簿をあらかじめ提出してもらい、この全体名簿の中からその日の議事日程に必要な説明員を、その都度議長が指名して出席を求め、出席要求を行う方法がよいと考えております。

末吉委員長

事務局から説明のあった出席要求の方法については、本会議の前日までに

執行部へ出席要求をする必要があるため、議案質疑や一般質問の通告時に答弁者を記載していただくことになります。ただし、一般質問については、通告後にヒアリングを行うため、質問内容や執行部の都合によって想定していた答弁者が変わる可能性があり、答弁者を記載することが難しいことは承知しています。そのため、一般質問については今までどおりの通告書の記載内容でよいと考えますが、議案質疑については、ヒアリング後に通告書の提出となるため、答弁者の記載はできるものと考えます。

議案に係る出席要求については、議案を提出している理事者のほかに答弁を求める理事者がある場合には、配付した通告書記載案のとおり答弁者を記載する必要があります。例えば契約案件であれば、事業を所管する理事者以外に契約事務を所管する総務部長に答弁を求める場合があります。この場合には通告書に答弁者の記載がない場合には、議長は当該理事者の出席要求を行うことができません。なので、議案質疑通告書をお送りしていますが、記載例になります。このように、所管でなくても質疑が飛ぶ場合があると思いますが、そのときにはそれを書いていただきたいというのが趣旨です。これで、出席要求を必要な答弁者のみかけていくというのをやってみたいと思っています。

そのために、現在は議案質疑当日の午前9時までが議案質疑通告書の提出締切となっていますが、前日の午後5時までを提出締切と変更する必要があります。

以上の点について、会派に持ち帰っていただき、次回の24日の議運で協

議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

城下委員

今の委員長の説明を聞いて、なるほどそういう背景があつてこれが出てきたというのは分かったが、議案質疑はヒアリングで聞いたことをそれなりに深めて質疑をするけれども、その前に質疑をした議員への答弁で質疑内容が変わってくる場合も、当然ある。そうなったときに、部署が関連した場合に、例えば契約だから総務部、だけど議案を出しているところは環境クリーン部とかだった場合に、関連する場合だつてある。事前に答弁者を決めるとなると、そこで通告していないとその理事者には聞けない。そういうことか。

末吉委員長

聞けないというか、いない場合があるということだ。

城下委員

本会議場に、当該部長なり理事者がいないと聞けないわけなので、じゃあ本会議で聞けないからといって委員会、予算常任委員会で聞けるかという、予算常任委員会には部長も出席している。だから、部が違つたとまたがって聞けないから、どうなのかと疑問に思った。

中村委員

議会基本条例にある必要最小限の出席という話があつて、それを踏まえると、日ごとの都度出席要求をかけるというのはいいやり方だと思つていて、ただし、その前提になるのは、誰に聞くかというのが事前に分かつていないとできないので、今回、通告書に書いてもらうという話が出ている。城下委員のおっしゃる懸念というのは分かるが、今までもコロナで勝手にそうなつていて、勝手にそうなつていよりは、議会のほうが決められたらいいと思つていて、ここ数年、それで実際、現実的には執行部のほうが自主的な配慮をして、出席者を抑制してきた。我々はそこでいないからといって何とかと

なっていないので、むしろ、こちら側がこの人は来てほしいということをは  
えるだけ、今のやり方よりは多少よくなるという印象がある。懸念は分かる  
が、むしろそういう印象を持っている。だから、通告の仕方であらう。こ  
ただし、委員会審査も当然、通常はあるし、追加議案についても当然委員会  
付託は可能なので、そこで聞けないからということの問題になるかという  
今までの実績から言うと、いけるのではと思う。

石原委員

議案質疑のやり方について、私は通告をして、通告をした方から答弁を  
らうということしか、それがルールだと思っていたのでそういうやり方しか  
していないが、前の議員の質疑を聞いて、質疑の内容が変わって、通告をし  
ていない相手に質疑をするということ自体が、通告外のことを聞く自体がル  
ール上どうなのか。ルール上、ないのなら、いくら議論しても仕方がない  
と思う。

轟議会事務局

特に明確なルールというのは定めておりません。

参事

石原委員

分かった。

植竹委員

9月定例会の議案質疑の締切は6日の午後5時までということか。

末吉委員長

そうだ。そうしないと、出席要求ができない。そこも含め、会派へ持ち帰  
りをお願いしたい。

・その他

末吉委員長

7月には終わるべきだった事務局の確認については、24日の議運での協  
議としたいと思っております。事務局でいろいろ問題をまとめておりますが、

まだ今日は間に合わなかったので、24日に改めて協議をしたいと思います。

ほかにありますか。

矢作委員

先ほども発言したが、請願のことがこの表には入っていない。いろいろな日程の関係で委員会が1日になっている。もし請願が出た場合に、これはどうなるのか。

末吉委員長

出るか出ないか分からないので、議運でやるしかない。今ここで出た場合について話しても仕方ない。どんなものが出てくるかも分からない。出てきたら議論するしかないと思っている。

石本委員

日程を決める議運は今回も1週間前の29日で、請願の締切は5日前だ。ということは、日程を決めた後に請願が出てきたらどうするのか。基本的に決まった日程の中で、後は付託される各常任委員会の委員長の采配で委員に諮ってやるというようなイメージでいいのか。今言った、出てきた勝負というのは、その前に出てくると、ほぼ確定、もしくは出てきたと分かれば、日程どうするかというときに1週間前の議運で話せる。話せない場合もある。確認したい。

轟議会事務局

その場合は、委員会の審査状況を見ながら、先ほど、委員長から、委員会

参事

審査が終わらなかった場合は、議事整理日を委員会審査に充てるという説明がありましたが、議事整理日を充てるということになると思います。

村上委員

契約案件というのは、所管委員会はどこになるのか。

轟議会事務局

平成24年6月の議会運営委員会において、執行部から報告があり、こ

参事

れまでは契約及び財産の取得に関する議案については、契約課所管部が一

括して議案説明を行い、議案質疑、委員会審査に対応してきましたが、より詳細な対応ができるように、契約及び財産の取得に関する議案については、事業の所管部が議案説明を行い、対応していきたいという説明がありました。また、契約手続に対する質疑等は、これまでどおり契約課所管部が対応するとの報告があったものです。

村上委員

だから、契約そのものについての所管は契約課ということだが、契約案件の議案を審議するときに、事業そのものに対する質疑がかなり出てくるので、そこは契約課の担当では答弁ができないから、事業を所管している人が対応するということだ。だから、あくまでも、契約案件の中で、いろいろな質疑が出てきたときに、契約のほうで分からなかった場合には事業を担当しているところが対応するだけであって、あくまでも、契約案件については契約の所管の委員会が審査するということでよいか。そうなっているか。

轟議会事務局

執行部からそういう形で対応していきたいということで報告があったものです。

参事

村上委員

委員会の中で審査するときには、例えば教育委員会が出てきた事業について契約案件があった場合には、どこの委員会が審査するのか。

轟議会事務局

事業の所管が対応するということになりますので、教育委員会が対応することになります。

参事

村上委員

ちょっとそこが私には分からない。契約案件を教育委員会の委員で採決する。これはそれでいいということにしたのか。所沢市議会としては、契

約の案件であっても、その事業に取り組んでいるところの委員会の委員が  
決を採ると。最終的には本会議で議会の結論を取るからそれはそれでいい  
が、そこは問題がないのか。委員会が契約案件について、契約じゃない委  
員会が質疑をして対応してもらった後の契約の案件を、その委員会で決を  
採るとというのが、私は疑問に思っている。それは議決としていいのか。違  
うのではないかという疑問を持っていた。所沢市議会としてそうなのだと  
いうことであれば、構わない。

石本委員

確認だが、あくまでも、執行部がお願いしてきたということだ。それ以  
降、議長はそれに準じて、例えば教育施設の契約案件だったら今でいうと  
市民文教常任委員会、福祉関係だったら健康福祉常任委員会に付託してい  
るわけだ。だけど、議長が、やっぱりこれは契約だから総務経済常任委員  
会だと付託したら総務経済になるのか。

轟議会事務局

参事

議案等の付託については議長の専権事項となりますが、これまでも事業  
の担当所管に付託を行っており、付託に際し、必要に応じて議運や各正副  
委員長の御意見を伺うこともあります。なお、議決については、委  
員会審査を経て最終的には本会議で採決を行いますので問題ありません。

中村委員

執行部はそうおっしゃっているけれど、執行部から申し入れた話ではな  
くて、結局、契約を所管する総務系の委員会に付託しているから、皆さん  
の質疑が、結局、具体的な教育設備とかになってしまう。だから、執行部  
側も配慮をしてくれて、対応すると。我々も、じゃあ、教育設備の議案だ  
ったら、教育設備をよく分かっている人に審査をしてもらったほうが結果

的にはよいだろうという話になって、そうなったという経緯がある。あるべき論というのは、いろいろお考えもあるだろうし、皆さんで違う。最終的には議長の専権事項なのだけれども、執行部が言ってきたという対応の前には、結局そういう質疑ばかりが出てしまう、総務部が困ってしまうというみたいな状況があったので、こうなると記憶している。

中委員

そのとおりだと思う。契約手続についてという質疑はなかなか出てこなかった、専門的なところはやっぱり専門部署の人に答えていただくというところで、中身を深めていくという話だと思うし、これについては委員会審査をどちらがというのはなかなか難しいと思う。今現在、所沢市議会はこのようにやっているのだから、このとおりでいいのではないかという意見だ。

村上委員

基本的に、委員会について付託されて審査をするのは当然、事業の内容をよく知っている委員会がやるということになる。でもその段階では、そういうこともあって、契約とは違う委員会だけれども、そこで決を採っても、最終的に議案が本会議場で採決されるので、採決するというものについては、それでいいと。所管外の委員会が契約を採決するというのがよく分からないのだが、そういうことで最終的に本会議で議決するから、齟齬はないということで、所沢市議会はやっている。そういった意味で言うと、予算常任委員会でやってもいいのではないかという気がする。予算が出ているから。それはよい。分かった。

散 会（午前11時12分）